

四街道市小規模水道条例・施行規則の制定について

1. 制定の経緯について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次権限一括法)の施行に伴い「水道法」の一部が改正され、これまで水道法に基づき県が実施してきた「専用水道」及び「簡易専用水道」に係る事務の権限が市に移譲されることとなりました。

この事務と密接に関連するものとして、水道法等による規制の適用を受けない「小規模水道」の規制及び指導等に係る事務があります。

このような「小規模水道」に係る事務については、厚生労働省が定めた「飲用井戸等衛生対策要領(以下「要領」という。)」に基づき規制及び指導を行うものとされており、千葉県においては、要領の内容を詳細に規定した「千葉県小規模水道条例」を制定し、「小規模専用水道」及び「小規模簡易専用水道」の2種類に区分のうえ一定の規制を設け指導にあたってきました。

今回の「水道法」に係る事務の権限移譲に際し、これまで県が実施していた「水道法」の適用を受けない「小規模水道」に係る事務についても、市が一体となって実施することが望ましいとのことから、今後「千葉県小規模水道条例」は市(保健所設置市については既に移譲済)については適用を除外するとの考えが県において示されています。

このことから、「水道法」の適用を受けない「小規模水道」に係る事務について、市は厚生労働省の定めた「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき行うか、又は、県と同様に条例を制定した上で行うかのいずれかを選択する必要があります。

当市としては、県の助言もあり、これまで県が定めていた条例と同じ内容の条例を市として新たに定めた上で「小規模水道」に係る事務を行うことが望ましいと判断し、「四街道市小規模水道条例」を制定するものです。

2. 「千葉県小規模水道条例・施行規則」との相違点

規定する内容については、県条例・条例施行規則と大きな相違はなく、実施主体を県から市へ変更するための制定となるものです。

3. 条例素案の骨子

(1) 条例の対象となる「小規模水道」

「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体を指し、50人以上の者に水を供給する水道をいいます。ただし、水道法の適用を受ける水道及び臨時に施設された水道を除きます。

(2) 「小規模水道」の種類

- ①「小規模専用水道」とは、「小規模簡易専用水道」以外の小規模水道を指します。
- ②「小規模簡易専用水道」とは、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいいます。

(3) 「小規模水道」の水質基準

小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければなりません。

- ①病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- ②シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- ③銅、鉄、^{ふっ}素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- ④異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- ⑤異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- ⑥外観は、ほとんど無色透明であること。

(4) 「小規模専用水道」の施設基準

「小規模専用水道」は、次に掲げる要件を備えるものでなければなりません。

- ①取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- ②貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- ③導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- ④浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

- ⑤送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- ⑥配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- ⑦施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5)「小規模専用水道」施設に対する手続き

①確認(申請)

新設又は増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が施設基準に適合するものであることについて、申請書に書類及び図面を添えて市長に提出の上確認を受けなければなりません。

②確認等の通知

市長は申請を受理した日から30日以内に、適合の可否等について申請者に書面で通知します。

③給水開始前の届出及び検査

設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び実施した水質検査の結果を市長に届け出るとともに、市が行う施設検査に合格しなければ給水を開始してはなりません。

④変更又は廃止の届出

設置者は、届出の内容に変更が生じたときは速やかに、廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。

⑤水質検査

設置者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければなりません。なお、水質検査を行ったときは、検査に関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して3年間これを保存しなければなりません。

⑥衛生上の措置

設置者は、施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければなりません。

⑥給水の緊急停止

設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければなりません。

(6)「小規模簡易専用水道」施設に対する手続き

①給水開始等の届出

設置者は、給水を開始したとき及び届け出た事項を変更したときは速やかに、廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。

②管理

設置者は、定められた基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければなりません。

(7)小規模水道施設に対する改善命令

- ①市長は、「小規模専用水道」施設が施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該施設の設置者に対して、期間を定めて、施設を改善すべき旨を命ずることができます。
- ②市長は、「小規模簡易専用水道」の管理が基準に適合していないと認めるときは、当該施設の設置者に対して、期間を定めて、当該施設の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができます。

(8)給水停止命令

市長は、「小規模専用水道」又は「小規模簡易専用水道」の設置者が改善命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができます。

(9)報告の徴収及び立入検査

- ①市長は、必要があると認めるときは、「小規模専用水道」の設置者へ必要な報告求め、又は職員を施設の工事現場、事務所若しくは施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類等を検査させることができます。
- ②市長は、必要があると認めるときは、「小規模簡易専用水道」の設置者へ施設の管理について必要な報告を求め、又は職員を施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類等を検査させることができます。

(10)罰則

- ①10万円以下の罰金又は科料に処される可能性がある者。
(ア)市長の確認を受けないで「小規模専用水道」施設の新設、増設、改造工事に着手した者。

- (イ)「小規模専用水道」の設置者で、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったにも関わらず、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなかった者。
 - (ウ)「小規模専用水道」及び「小規模簡易専用水道」の設置者で、市長の給水停止命令に違反した者。
- ②3万円以下の罰金又は科料に処される可能性がある者。
- (ア)「小規模専用水道」の設置者で、給水開始前に行う施設検査に合格せずに給水を開始した者。
 - (イ)「小規模専用水道」の設置者で、定期及び臨時の水質検査を行わなかった者。
 - (ウ)「小規模専用水道」の設置者で、施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなかった者。
 - (エ)市長が「小規模専用水道」施設の布設又は管理及び「小規模簡易専用水道」施設の管理の適正を確保するために必要があると認めるときに、設置者へ求める報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。
- ③法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科します。

(11) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(12) 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

4. 条例施行規則素案の骨子

(1) 検査項目、検査方法

「小規模水道」の水質基準の検査事項及び基準は水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表に定めるところによるものとし、検査は水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によるものとします。

(2) 「小規模専用水道」の増設及び改造の工事

①「小規模専用水道」施設の増設又は改造の工事は次に掲げる工事でなければなりません。

- (ア) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又浄水方法の変更に係る工事
- (イ) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(3) 「小規模専用水道」の工事に係る確認申請に必要な書類

- ① 確認申請書の様式を定めるもの。
- ② 「小規模専用水道」の新設又は増設若しくは改造の工事の確認申請に必要な添付書類については次に掲げるとおり。
 - (ア) 給水区域を記載した図面
 - (イ) 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面
 - (ウ) 主要な小規模専用水道施設の構造を明らかにする図面
 - (エ) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面

(4) 「小規模専用水道」の給水開始前の届出の方法、水質検査、施設検査の内容

- ① 給水開始届出書の様式について定めるもの。
- ② 検査する水は供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水であること。
- ③ 規則で定める検査項目等により行う検査。
- ④ 採取した水について行う消毒の残留効果に関する検査
- ⑤ 施設検査については、検査項目は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項です。また、検査対象は新設、増設又は改造する施設及び影響に関係があると認められる小規模専用水道施設です。

(5)「小規模専用水道」の変更及び廃止の届出

- ①変更及び廃止の届出の様式について定めるもの。
- ②届出を必要とする変更事項については次のとおり。
 - (ア)1日最大供給水量及び1日平均給水量
 - (イ)水源の種別及び取水地点
 - (ウ)水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - (エ)小規模専用水道施設の概要
 - (オ)小規模専用水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
 - (カ)浄水方法
 - (キ)工事の着手及び完了の予定年月日 (以上、条例第6条第2項各号)
 - (ク)設置者の住所及び氏名

(6)定期又は臨時の水質検査の検査項目及び検査回数等

定期の水質検査については次に掲げるとおり

- ①色、濁り、消毒の残留効果に関する検査については、1日につき1回。
- ②規則で定める検査項目等により行う検査については、おおむね6ヶ月に1回。
- ③臨時の水質検査については、「小規模専用水道」により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に、「検査水」について規則に定める検査項目等による検査とします。

(7)小規模専用水道の設置者が行う衛生上の措置

「小規模専用水道」の設置者が行わなければならない衛生上必要な措置は次に掲げるとおりとします。

- ①水源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- ②上記の各施設には、かぎをかけ、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- ③配水池等水槽の掃除を1年ごとに1回定期に行うこと。
- ④給水せんにおける水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、給水せんにおける水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(8)「小規模簡易専用水道」の給水開始の届出

- ①給水開始の届出の様式について定めるもの。
- ②届出に必要な添付書類については次に掲げるとおり。
 - (ア)給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
 - (イ)水の供給を受ける者の数
 - (ウ)水源となる水を供給する水道法に規定する水道事業者の氏名又は名称
 - (エ)受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
 - (オ)給水開始年月日
 - (カ)主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図

(9)「小規模簡易専用水道」の変更、廃止の届出

- ①変更及び廃止の届出の様式について定めるもの。
- ②届出を必要とする変更事項については次のとおり。
 - (ア)給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
 - (イ)水の供給を受ける者の数
 - (ウ)水源となる水を供給する水道法に規定する水道事業者の氏名又は名称
 - (エ)受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
 - (オ)主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図

(10)「小規模簡易専用水道」の管理基準

小規模簡易専用水道に係る管理基準は次に掲げるとおり。

- ①水槽の掃除を1年ごとに1回定期的に行うこと。
- ②水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること
- ③給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、規則で定める検査項目等による検査を行う。
- ④供給する水が人の健康を害することを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(11)身分証明書

身分証明書の様式について定めるもの。